

協議の実施状況について（6月27日以降）

1 東京都からの通知について

相互の状況について確認し基準を満たすために双方が取りうることについて、話し合いを行うよう通知（令和元年7月5日付及び令和元年8月22日付）

2 報告内容（要旨）

(1) 協議日時・場所

令和元年9月20日午前11時から（1時間半程度） 於：笹塚区民会館

(2) 協議概要

報告者	報告要旨
個人(栄湯) (第451号)	<p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望揚湯量の確認 基準を満たすために希望量から減量できるか <p>(協議結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三者とも申請量を減量できないとの説明で平行線となった。 <p>(その他意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 櫻護謨株式会社から、深度別の規制に変えて欲しいと都に要望したいとの提案があったが、現状のルールに反するので賛同できないと回答した。
櫻護謨 株式会社 (第452号)	<p>(協議内容及び協議結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三者が50m³/日ずつとなった場合の経営的な検討をしたか二者のコンサルタントから質問があり未実施と回答した。先方に50m³/日で経営が可能か質問したところ無理又は難しいと回答があった。また、三者が50m³/日ずつとなった場合の問題を調べ、次回相互に持ち寄ることを提案したが賛同は得られなかった。 栄湯の現在の揚湯量は都から認められている上、有限会社ユノラクも既に汲み上げているため、当社の割当量はないとの趣旨の発言があったが、現在の許可量は栄湯が30m³/日、他の二者は0m³/日であり、規制の上限まで120m³/日の状態だと説明した。 開業時期について質問があったが、具体的な時期を話すことはできず、一般論として建設等にかかる期間の目安を説明した。 <p>(その他意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社から、深度別の規制に変えて欲しいと都に要望したいと提案したが、規制の方法を変えることに協力は難しいとの回答があった。
有限会社 ユノラク (第454号)	<p>(協議内容及び協議結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三者で互いの申請状況の確認を実施した。 <p>(その他意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 櫻護謨株式会社から、深度別の規制に変えて欲しいと都に要望したいとの提案があったが、どのようなものか都や温泉部会からの話が無いなかで、意見はできないものとする

3 協議結果

基準を満たす内容での合意に至っていない